

## 11 下野市

○：必ず提出が必要な書類 △：該当がある場合に提出が必要な書類 ×：提出が不要な書類  
提出書類は全て「写し可」です。行政書士の委任状を除く

| No. | 提出書類の名前                                              | 市内 | 市外 | 摘要及び注意事項等                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | <input type="checkbox"/> 下野市のチェックリスト                 | ○  | ○  | 申請者が自己チェックをしていただき、必ず提出してください。                                                                  |
| 2   | <input type="checkbox"/> 共通書類の入札参加資格申請書（PDF）の写し      | ○  | ○  | 共通書類と同様にPDFを印刷してください。                                                                          |
| 3   | <input type="checkbox"/> 申請業種確認書（下野市様式）              | ○  | ○  | 申請できる業種は、 <b>5業種以内</b> です。                                                                     |
| 4   | <input type="checkbox"/> 代表者身分証明書                    | △  | △  | 個人の場合のみ。<br>本籍地の市区町村窓口で発行する証明書を提出してください。                                                       |
| 5   | <input type="checkbox"/> 下野市全税目の納税証明書                | ○  | △  | 直近1か年の全税目の納税証明書。<br>下野市内に本店及び営業所等がある場合は、本市税務課で発行する証明書を提出してください。<br>納付すべき税額がない場合は、その旨の証明書が必要です。 |
| 6   | <input type="checkbox"/> 委任状（市町提出用）                  | ×  | △  | 入札及び契約締結等について、年間を通じて受任者を置いている場合に提出してください。<br>様式は委任状（市町提出用）を提出してください。                           |
| 7   | <input type="checkbox"/> 誓約書（暴力団排除、独占禁止法違反行為）（下野市様式） | ○  | ○  | 暴力団の排除に関すること及び談合等、独占禁止法違反行為をしないことを予め誓約していただくものであり、すべての方にご提出いただきます。<br>代表者名により、提出してください。        |
| 8   | <input type="checkbox"/> 下野市営業所設置状況調書（下野市様式）         | ×  | △  | 準市内業者の認定を受ける場合のみ。<br>下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等を年間を通じて委任する場合に提出してください。                         |
| 9   | <input type="checkbox"/> 下野市営業所配置職員調書（下野市様式）         | ×  | △  | 準市内業者の認定を受ける場合のみ。<br>下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等を年間を通じて委任する場合に提出してください。                         |

### 【下野市提出書類】の問い合わせ先

下野市総務部契約検査課契約検査グループ

TEL：0285-32-8890 FAX：0285-32-8607